

○津島市遺児手当支給条例

昭和49年3月30日条例第9号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

改正

昭和51年4月1日条例第10号

昭和52年3月30日条例第6号

昭和53年3月30日条例第10号

昭和61年3月31日条例第9号

平成10年9月30日条例第30号

平成15年6月30日条例第22号

平成17年6月24日条例第22号

平成17年12月21日条例第43号

平成19年3月23日条例第8号

平成21年3月30日条例第12号

平成24年6月29日条例第28号

平成24年10月1日条例第37号

平成25年12月27日条例第32号

平成28年3月30日条例第17号

平成29年3月30日条例第7号

津島市遺児手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、遺児を監護し、又は養育している者に遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う遺児の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「遺児」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校（義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 父又は母が死亡した者

- (2) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた者
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した者
- (9) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が定めるもの

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

（支給要件）

第3条 手当は、父若しくは母がその遺児を監護するとき、又は父若しくは母が遺児を監護しない場合において、父若しくは母以外の者が当該遺児を養育する（その遺児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、父若しくは母又はその養育者に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児については、支給しない。

- (1) 日本の国籍を有しない者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されていないとき。
- (2) 市内に住所を有しないとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

3 第1項の規定にかかわらず、手当は、父又は母に対する手当にあつては当該父若しくは母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 市内に住所を有しないとき。
- (2) 前に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがあるとき（当該父若しくは母若しくは養育者による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する第5条の規定による認定の申請を受け付けた日又は第7条第1項の規定による申請を受け付けた日（以下「認定申請受付日等」という。）

の属する月から起算して60月を経過しているときに限る。) 。

(手当の額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、遺児1人1月につき2,000円とする。

ただし、当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月（前に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該遺児に係る手当を支給する場合にあっては、当該父若しくは母又は養育者による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月）から起算して60月を経過した遺児については、手当を支給しない。

(認定)

第5条 手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(手当の支給及び支払)

第6条 市長は、前条の規定により受給資格の認定をした者に対し、手当を支給する。

2 手当の支給は、前条の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月から始め、第3条第1項の支給要件が消滅し、遺児が同条第2項各号のいずれかに該当し、又は父若しくは母若しくは養育者が同条第3項第1号に該当することにより手当を支給すべき事由が消滅したときは、当該手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うことができる。

(手当の額の改定)

第7条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）につき、新たに監護し、又は養育する児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その改定後の額につき当該受給者がした申請を受け付けた日の属する月から行う。

2 受給者につき、その監護し、又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の停止)

第7条の2 手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

- (1) 父若しくは母又は養育者の前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。
- (2) 父又は母に対する手当にあっては、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。
- (3) 養育者に対する手当にあっては、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその計算方法の例による。

第8条 市長は、受給者が遺児の監護又は養育を著しく怠っていると認める場合においては、その間の当該受給者に対する手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（未支払の手当）

第9条 市長は、受給者が死亡した場合において、当該受給者に支払うべき手当で、まだ当該受給者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた第3条に定める要件に該当する遺児にその未支払の手当を支払うことができる。

（不正利得の返還）

第10条 偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
（津島市児童手当支給条例の廃止）
- 2 津島市児童手当支給条例（昭和46年条例第14号）は廃止する。
（経過規定）
- 3 この条例施行の際、現に津島市児童手当支給条例第3条の規定による受給資格者は、この条例による受給資格者とみなす。

附 則（昭和51年4月1日条例第10号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月30日条例第 6 号）

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この条例施行の際、現に津島市児童手当支給条例第 3 条の規定による受給資格者は、この条例による受給資格者とみなす。

附 則（昭和61年 3 月31日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の津島市遺児手当支給条例第 3 条第 1 項及び第 4 条並びに第 6 条第 3 項の規定は、昭和61年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の津島市遺児手当支給条例の規定による手当の支給要件に該当する者が、昭和61年 4 月 1 日から同年 7 月31日までの間に認定の申請をしたときは、なお従前の例による。

附 則（平成10年 9 月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市遺児手当支給条例の規定は、平成10年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成15年 6 月30日条例第22号）

この条例は、平成15年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月24日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年 4 月 1 日前に改正前の津島市遺児手当支給条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定による認定を受けた者に対して支給する遺児手当の額（同日前に当該遺児に係る手当の支給に関する同条の規定による認定の申請を受け付け、又は旧条例第 7 条第 1 項の規定による申請を受け付けた遺児に係るものに限る。）に関する改正後の津島市遺児手当支給条例第 4 条の規定の

適用については、同条ただし書中「当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月（前に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがある者に対して当該遺児に係る手当を支給する場合にあっては、当該父若しくは母又は養育者による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日等の属する月）」とあるのは、「平成15年4月1日」とする。

附 則（平成19年3月23日条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第28号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市遺児手当支給条例の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年12月27日条例第32号）

この条例は、平成26年1月3日より施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。